

○遺失・拾得物等に関する取扱要領

昭和48年4月1日

制定

昭和48年度通達（学生第560号）

1 適用範囲

関西大学（以下「本学」という。）構内において発生した遺失物及び拾得物については、この要領による。

2 遺失物の届出

遺失物については、本人から所定の届を千里山キャンパスは学生生活支援グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミュージズキャンパスは高槻ミュージズキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室、南千里国際プラザは国際プラザグループ（以下「所管窓口」という。）に提出しなければならない。なお、この届の有効期間は、届出日から3カ月間とする。

3 拾得物の届出

（1） 本学構内で拾得した物品、金銭などについては最寄りの事務室（教務センター、図書館、学生センター、正門インフォメーション、キャリアセンター及び南千里国際プラザ）に本人が拾得物届（用紙は、各事務室に備付け）を添えて拾得後24時間以内に届け出なければならない。ただし、拾得者が24時間経過後届け出た場合は、報労金等拾得物に関する権利を失う。

（2） 各事務室に届け出られた拾得物については、事務室において確認ののち拾得届出者に拾得物預り証を交付する。

（3） 各事務室において受理した拾得物は、受理日の翌日午前中に拾得物届を添付の上、所管窓口に戻付する。ただし、記名等によって渡し先の明らかなものは、受理した事務室で処理するものとする。

4 拾得物の公示

所管窓口に戻付された拾得物は、千里山キャンパスにおいては凜風館掲示板、高槻キャンパス及び堺キャンパスにおいては学部掲示板、高槻ミュージズキャンパスにおいてはミュージズオフィス掲示板、南千里国際プラザにおいては国際プラザ事務室内に公示する。なお、公示期間は、戻付された翌日から3日間とする。

5 遺失物の引渡し

遺失者に遺失物を引き渡すときは、その特徴、内容その他参考となるべき事項を指摘させ正当な権利者であることを確認した後、本人に引き渡すものとする。この場合、遺失者は、遺失物台帳に必要事項を記入するものとする。なお、遺失者は拾得者に対して遺失物法（平成18年法律第73号）により物件価格の5/100～20/100の範囲で報労金を渡さな

ければならない。

6 法定の届出

公示期間が過ぎても遺失者が判明しない物件については、遺失物法に基づき大学から所轄警察署長に届け出るものとする。

7 遺失物の処分

(1) 上記6により所轄警察署に届け出た物件は、公告期間14日間終了後3カ月を過ぎると拾得者がその所有権を取得することになるので、拾得物預り証を所轄警察署に提出し、拾得物を受領するものとする。

(2) 遺失物法によって取り扱われない物件については、公示の日から起算して3カ月間本学に保管し、その後本学において処分するものとする。

附 則

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この要領（改正）は、2019年10月1日から施行する。